

生成 AI 知財「プリンシプル・コード」の内容・反響と今後の課題

—— 2026 年 8 月 25 日公表「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」 ——

2026 年 8 月 26 日

Claude Opus 5

1. 要旨

内閣府・知的財産戦略本部は 2026 年 8 月 25 日、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」を決定・公表した^{1,6,8}。AI 時代の知的財産権検討会（座長＝渡部俊也・東京科学大学副学長）の審議を経たもので、運用事務は内閣府知的財産戦略推進事務局が担う¹。

法的拘束力を持たないソフトロー（自主的行動規範）であり、コーポレートガバナンス分野のステュワードシップ・コードを参考にした「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式を採る^{9,18}。生成 AI 開発者・提供者に対し、①モデル・学習データ等の概要開示、②法的手続を行う／準備する権利者からの照会への対応、③生成した利用者からの照会への対応——の 3 原則を求める³。海外事業者にも日本向け提供であれば適用され（域外適用）、罰則は見送られた^{3,8}。

反響は明確に二分している。権利者側は「重要な第一歩」としつつ実効性不足を指摘して法制化を求め、産業界・AI 事業者側は適用範囲の広さと萎縮効果・国内勢のみが不利になる不公平を懸念する^{13,14,15,16}。企業実務上は、①自社が適用対象か否かの判定、②原則 1 の開示項目の棚卸し、③権利者窓口と記録体制の整備、が当面の急務となる。

2. 文書の位置づけと策定経緯

2.1 正式名称・公表主体・法的性格

2025 年 12 月 26 日のパブリックコメント時点までは「（仮称）（案）」が付されていたが、8 月 25 日公表の最終版ではこれが外れた^{1,4}。法的位置づけは法令でもガイドライン告示でもなく、ソフトローである。本文には「法的拘束力を有する規範ではない」旨、および営業秘密・安全性／セキュリティに関わる機微情報の強制的な開示を求めるものではない旨が明記されている³。

公表主体の表記は報道により揺れがある。日本経済新聞は「内閣府は 25 日……策定」⁶、時事通信は「政府は 25 日……決定」⁸、商事法務は「内閣府知的財産戦略本部は 8 月 25 日……公表」⁹と伝える。一次資料上の系統は、知的財産戦略本部（AI 時代の知的財産権検討会）で策定し、運用事務を内閣府知的財産戦略推進事務局が担うという整理である¹。ただし最終決定の正式な議決主体名（本部決定か座長一任か）は一次文書の鑑では未確認である。二次情報では、2026 年 8 月 18 日の第 13 回会合において座長一任により事実上了承されたとされる¹⁸。

2.2 策定経緯

- ・ 知的財産推進計画 2023 で「生成 AI 時代の知財の在り方」が重点施策とされ、AI 時代の知的財産権検討会が 2024 年 5 月に中間とりまとめを公表した¹。
- ・ 2025 年、AI 推進法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律・令和 7 年法律第 53 号）が成立し同年 9 月に全面施行、同年 12 月に人工知能基本計画が閣議決定され、透明性確保の取組が明記されたことで策定が加速した^{3,18}。
- ・ 2025 年 12 月 26 日から 2026 年 1 月 26 日までパブリックコメントが実施され、内閣府資料によれば 2,161 件（うち法人・団体 99 法人・団体。同一人物・団体の重複提出を含む）の意見が寄せられた^{4,5,10}。
- ・ 2026 年 8 月 18 日の第 13 回会合で修正案が示され、8 月 25 日に最終版が公表された^{3,18}。

3. プリンシプル・コードの内容

3.1 3 原則の構造

原則 1 が「事前の概要開示」、原則 2・3 が「事後の照会対応」という時系列構造をとる³。

原則	内容	求められる要件・限界
原則 1	モデル・学習データ・アカウントビリティ・知財保護措置の概要を、コーポレートサイト等で万人に開示する	営業秘密・安全性に関わる機微情報の開示は求められない
原則 2	訴訟・調停・ADR を現に行いまたは準備する権利者（代理人弁護士を含む）からの、自作品掲載 URL 等が学習・検証データに含まれるかの照会に応じる	照会側は①該当性の理由、②目的の明示と目的外不使用の誓約、③対照情報の提示と理由の特定を負う。一般的な「クロール対象に含まれるか」の照会は想定外
原則 3	当該生成物を生成した利用者本人からの同様の照会に応じる	原則 2 の誓約に加え、回答を訴訟・調停・ADR に用いない旨の誓約が必要

原則 2 の対象分野は映画・音楽・演劇・文芸・写真・漫画・アニメ・ゲーム等とされる。開示対象は「照会 URL 等（事業者が容易にアクセス・確認可能なものに限る）が学習・検証データに含まれるか否か」、および提供者が回答できない場合の開発者名に限られる³。

3.2 原則 1 の概要開示対象事項

(1) 使用モデル関係

名称・識別子・バージョン、公開日を含む来歴、アーキテクチャ・設計仕様（第三者ライセンス契約状況、必要ハード・ソフト）、利用規定（想定用途・禁止用途）、トレーニングプロセスの内容³。

(2) 学習データ関係

学習・検証に用いたデータ（RAG で用いるものを含む）の種類、ウェブクロールおよび第三者取得の非公開データセット、公開データセット、合成データの利用有無・目的、クローラの目的・収集期間・名称・識別子・第三者クローラの利用有無³。RAG 用データが明示的に含まれる点は、権利者側の要望が反映された部分である¹⁶。

(3) アカウンタビリティ関係

トレーサビリティ、責任者の明示、責任の分配、文書化³。

(4) 知的財産保護のための措置

- ・ 知財保護原則の策定・責任体制の明確化・年 1 回以上の見直しと要旨の公表³
- ・ 他者の知的財産を侵害しないこと³
- ・ ペイウォール等のアクセス制限や robots.txt 等の機械可読な指示に従うクローラの採用（ユーザーエージェントごとの公開・変更時の通知を含む）³
- ・ 学習ログの一定期間の保持、海賊版サイトへのクロール回避³
- ・ 侵害生成物の生成防止のための技術的措置、電子透かし・C2PA 等の出所来歴証明技術³
- ・ 侵害のおそれがある生成物は利用すべきでない旨の周知³
- ・ 権利者救済のための窓口整備、申出要件の明確化、対応記録の保存³

3.3 適用対象と除外

対象は「生成 AI 開発者」および「生成 AI 提供者」で、目的や法人・個人の別を問わず、非営利・個

人・中小企業も対象となり得る³。日本に拠点がなくとも日本向けに提供していれば適用される^{3,8}。他方、①一社のデータのみで作成した特化型 AI を当該一社にのみ提供する場合、②企業グループ内提供、③権利侵害のおそれが著しく低い場合（統計的データ・推論結果にとどまる生成物等）は対象外とされる³。

3.4 実効性確保の仕組み

罰則はない。事務局は届出内容を審査せず、第三者からの照会にも回答しない⁹。受入れを表明した事業者の一覧と各社サイトへのリンクを公表し、評価を市場に委ねる設計である^{3,9}。エキスプレインの際は「体制がない」という説明のみでは足りず、完了時期の説明や、利用規約におけるオーバーライド条項がある場合はその理由の説明が求められる³。

時事通信は、今秋をめどに事業者からの届出受付を開始し適用を始める予定であり、提出書類には指針を受け入れる旨を明記し、一部を拒否する場合は理由を記載するよう求めると報じている⁸。ただし一次資料上、開始日自体は「別途お知らせ」とされている¹。

4. 関連制度および国際比較

4.1 国内制度との関係

- ・ AI 推進法・人工知能基本計画を上位に置く点で、経済産業省・総務省「AI 事業者ガイドライン」と系統を共有するが、本コードは知財・透明性に特化した別文書である。両者の役割分担の明示的規定は一次資料で未確認³。
- ・ 著作権法 30 条の 4 との関係では、日本は情報解析目的の無許諾利用を広く認め「機械学習パラダイス」と呼ばれてきた。コードは同条但書（著作権者の利益を不当に害する場合）を補完し、海賊版サイトからの学習、ペイウォール／robots.txt の無視、狙い撃ち学習を抑制する姿勢を示すものと位置づけられる¹²。
- ・ 文化庁「AI と著作権に関する考え方について」（2024 年 3 月）は、生成物が学習元の創作的表現と共通しなければ「利益を不当に害する」に当たらないと整理する一方、享受目的が併存する場合には 30 条の 4 が適用されない場合があるとする。作風の大量生産的学習が但書に該当しないと直ちに導けるかについては検討会委員間でも異論があり、解釈は確定していない^{3,12}。

4.2 国際比較

法域	透明性に関する枠組み	実効性確保
日本（本コード）	概要開示＋事後照会の二段構え。表示（電子透かし・C2PA）は「可能な限り」の努力目標	罰則なし。コンプライ・オア・エクスプレインと市場評価。政府による取組評価とインセンティブが検討課題
EU（AI Act 53 条）	汎用 AI モデル提供者に、著作権法・DSM 指令 4 条 3 項のオプトアウト尊重方針の導入と、学習コンテンツの「十分に詳細な要約」の公表を義務づけ	制裁金（全世界年間売上高 3% または 1,500 万ユーロのいずれか高い額を上限）。GPAI 提供者への執行権限は 2026 年 8 月 2 日適用開始
米国（カリフォルニア州 AB2013）	2022 年 1 月 1 日以降に公開された生成 AI の開発者に、学習データの概要（high-level）情報の公開を要求	州法として義務。営業秘密保護に関する規定を欠く点が日本と異なる
中国	AI 生成合成コンテンツ標識弁法（2025 年 9 月 1 日施行）が明示的標識と非明示的標識（メタデータ）の二重表示を義務化。強制国家標準 GB 45438-2025 も同日施行	罰則付きの義務

EU の GPAI 行動規範（Code of Practice）は 2025 年 7 月に最終版が公表され、欧州委員会の発表によれば初回署名は 26 社で、Amazon、Google、Microsoft、IBM、OpenAI、Mistral、Anthropic、Aleph Alpha 等が含まれた²²。他方、Meta は署名を拒否し、xAI は Safety & Security 章のみ署名した²³。EU の行動規範には制裁金回避という明瞭なインセンティブがあるのに対し、日本のコードにはこれに相当する誘因が乏しい点が、検討会でも実効性の問題として指摘された^{3,12}。なお日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）は、本コードが EU AI Act に照らして齟齬がなく、国際的議論から日本が置き去りにされる可能性を低減すると評価している¹⁵。

G7 広島 AI プロセスの国際指針・国際行動規範との関係では、本コードはその流れの中の国内実装の一つと位置づけられる²¹。

5. 反響と評価

5.1 報道

日本経済新聞は「日本政府として初の包括的指針」と位置づけつつ、規制の方向性が日米欧で割れている点を指摘した^{6,7}。読売新聞は 8 月 18 日、学習データの公開や権利者への開示を求める一方、海外企業にも適用しつつ罰則は見送ると報じた（記事 URL 未確認）。日経クロストrend では弁護士

の中崎尚氏が、案が「突如登場した」ことの衝撃と批判の多さを指摘し、政策当局にはより慎重な取組が求められると論じた¹¹。

5.2 権利者団体・クリエイター側

日本新聞協会は 2026 年 1 月 26 日の意見書で、コンテンツの権利を守る重要な取組として総論賛成しつつ、法定ルールでなく罰則を伴わないため事業者が遵守するか不透明であり、改善が見られない場合は法制化を迅速に検討すべきと求めた。あわせて、RAG 用「知識データ」の開示対象化、クローラ偽装・API 取得の実態把握、原則 2 の開示対象が URL 情報に限定され原案から後退した点の是正、政府調達・補助金とのインセンティブ連動を要望した（意見書 URL 未確認）¹⁶。

NAFCA は「知的財産と未来のクリエイターを守る重要な第一歩」と評価しつつ、権利行使に資する透明性が必要であるとした¹⁵。また、KADOKAWA・講談社・小学館ら出版 17 社と日本動画協会・日本漫画家協会は 2025 年 10 月 31 日、「Sora 2」問題を受けてオプトインの徹底と学習データの透明性を求める共同声明を発表しており、この動きが策定の追い風となった（声明 URL 未確認）。CODA も OpenAI に Sora 2 の運用に関する要望書を提出している（同）。

5.3 産業界・AI 事業者側

経団連は 2026 年 1 月 14 日に事務局（中原裕彦事務局長ら）と意見交換し、理念には賛意を示す一方、海外事業者との競争条件の公平性、技術的制約と工数負担を指摘した¹⁴。ABEJA は日本ディープラーニング協会（JDLA）と解説会を開催し（2025 年 12 月 22 日）、パブリックコメントにおいて、公衆提供を基準とするとチャットボットを設置しただけの企業まで対象化されること、中小企業がコスト対応できず政府事業で不利になること、研究機関・OSS の適用除外を求める意見を提出した^{17,27}。柿沼太一弁護士（STORIA 法律事務所、JDLA 理事）は 2025 年 12 月 23 日、この内容のまま確定すると日本の AI 事業者非常に大きな悪影響が生じると警告した²⁷。政党「チームみらい」も内閣府に懸念と提案を伝えている²⁷。

5.4 法曹・学界

橋本阿友子弁護士（骨董通り法律事務所）は、コードが著作権法 30 条の 4 を補完する意義を認めつつ、日本企業のみが遵守し海外勢がエクस्पラインで免れる不公平、生成 AI に局所最適化された制度設計への違和感を指摘し、法制化や解釈指針（robots.txt 無視を但書該当と整理する等）による実効性確保を提言した¹²。ユアサハラ法律特許事務所は、適用範囲が広範で萎縮効果を生むとして、現案の廃止ないし大幅修正を要すると厳しく評価した¹³。他方、ソフトローの実効性を市場圧力・正当性・インセンティブの組合せとして分析する見解もある²⁰。奥邨弘司・上野達弘・愛知靖之各氏らに

よる 30 条の 4 および依拠性の学理的検討も蓄積が進んでいる。

5.5 SNS 等

X（旧 Twitter）や note では、個人クリエイターが無断学習やフェイク乱造への抑止力を期待する声
と、技術者・事業者が「国内事業者だけが不利になる」「文書化より実装速度が競争力である」と反
発する声に対立している^{17,27}。

6. 評価の論点整理

論点	肯定的評価	批判・懸念
ソフトローという選択	柔軟性を確保しイノベーション阻害を回避できる	罰則・強制力がなく実効性に乏しい。 日本企業は非拘束でも遵守し、海外勢は経済合理性で無視するという非対称が生じる
透明性の水準	営業秘密に配慮しつつ、事後照会で権利行使を補完する現実的設計	概要開示・URL 限定では権利行使に不十分（権利者側）／学習データ・アーキテクチャの開示は過剰（事業者側）
オプトアウトの実効性	robots.txt 等の機械可読な意思表示の尊重を明示した意義	既学習モデルへの遡及性、クローラ偽装、API 経由取得の捕捉が困難
生成物への表示	電子透かし・C2PA 等を明記し国際潮流と整合	「可能な限り」の努力目標にとどまり、コストと相互運用性が課題
中小・スタートアップ	適用除外の類型を設けて配慮	ログ管理・開示文書作成・窓口対応の固定費が相対的に重く、参入障壁化のおそれ
国際的相互運用性	EU AI Act と齟齬がなく国際議論から取り残されにくい	EU・米・中で規制が分断し、域外適用が重なることで多重対応コストが生じる
救済手段	権利者窓口の整備を求める	審査も罰則もなく、被害を受けた個人クリエイターの救済は依然として訴訟に依存

7. 今後の課題

7.1 制度面

- ・届出状況が低調またはエキスプレイン多用が常態化した場合の法制化の要否。日本新聞協会は既に迅速な法制化検討を求めている¹⁶。
- ・著作権法 30 条の 4 但書の解釈指針の明確化（robots.txt 等の無視、海賊版由来データ、狙い撃ち学習の位置づけ）¹²。
- ・作風・画風の模倣について、著作権法では保護されないアイデア領域と、不正競争防止法・パブリシティ権的保護との間隙をどう埋めるか^{3,12}。
- ・AI 推進法・人工知能基本計画との接続、AI 事業者ガイドラインとの役割分担の明確化³。

7.2 運用面

- ・届出事業者一覧の公表が実際に市場評価として機能するかの検証。事務局は届出内容を審査しないため、開示品質のばらつきを誰がどう是正するかが未解決⁹。
- ・原則 2・3 の照会対応の運用負荷と、濫用的照会への対処。誓約要件の実効性の確保³。
- ・政府調達・補助金とのインセンティブ連動の具体化。コードでは「なお検討する」事項として残された^{3,16}。
- ・紛争解決メカニズム（ADR 等）の整備と、業界団体による自主的な運用基準の形成。

7.3 技術面

- ・学習データのプロビナンス管理（収集日時・元 URL・クローラ仕様・前処理履歴のバージョン別ログ）の標準化。
- ・電子透かし・C2PA 等の来歴情報の相互運用性とコスト。中国のように義務化する法域との整合²⁶。
- ・既学習モデルにおけるオプトアウトの遡及的反映（アンラーニング等）の技術的実現可能性。

7.4 国際面

- ・EU AI Act 第 53 条の「十分に詳細な要約」との開示粒度の差異が、日本企業の EU 向け提供時に二重対応を強いる可能性^{22,23,24}。
- ・米国の州法（カリフォルニア州 AB2013 等）およびフェアユース訴訟の動向との整合²⁵。
- ・G7 広島 AI プロセスの枠組みを通じた国際的な相互承認・相互運用の追求²¹。

7.5 企業実務面（知財・法務部門の対応）

第1段階：届出受付開始前（直ちに着手すべき事項）

- ・適用対象の判定。自社の生成 AI が「開発者／提供者」に該当するかを、使用データ（自社・一社のみか）と提供範囲（公衆か特定少数か）の2条件で判定する。業界特化型を複数社に提供している場合は該当し得るため特に注意を要する³。
- ・開示物の棚卸し。既存のモデルカード・利用規約・プライバシーポリシーに、原則1の項目（モデル情報、学習データ、RAG、クローラ名・収集期間、合成データ、robots.txtの尊重、海賊版回避、電子透かし／C2PA、権利者窓口）がどれだけ含まれるかを点検し、事務局公表の「概要開示対象事項 具体例」を下敷きに不足を補う³。
- ・窓口・記録体制の整備。権利者からの申出窓口を（既存体制の活用も可）設け、申出要件の明確化と対応記録の保存フローを設計する³。

第2段階：届出判断

- ・コンプライ／エクスプレインの方針決定。全原則コンプライか一部エクスプレインか。エクスプレインする場合は「体制がない」で済ませず完了時期を、利用規約にオーバーライド条項がある場合はその理由を、それぞれ説明可能にしておく³。
- ・学習パイプラインのデータ・プロビナンスを構造化して保存する仕組みの構築。
- ・契約実務では、学習データ提供契約・対価還元条項の設計、およびベンダー選定時のコード準拠状況の確認をデューデリジェンス項目として組み込む。

第3段階：AI 利用企業側の対応

- ・AI を利用するだけの企業も、調達するモデルがコードを受け入れているかの確認が事実上のコンプライアンス要件となる。
- ・社内 RAG を運用する場合、参照データの管理状況が原則1に関連するため、全社的な AI データ・ガバナンスの確立が必要となる³。

方針転換の判断指標

- ・届出事業者一覧に主要海外事業者が掲載されない、またはエクスプレインの多用が常態化する場合——法制化の議論が加速する可能性があり、義務化を前提とした体制整備の前倒しを検討する

¹⁶。

- ・政府調達・補助金の要件にコード準拠が組み込まれた場合——コンプライを事実上必須と見なし
て対応を優先する^{3,16}。

8. 本報告の留意事項（未確認事項）

- ・本報告の条文詳細は、主に第13回会合（2026年8月18日）資料1（正式版直前の修正案）³、
および公表後の報道・解説に基づく。8月25日最終版本文PDFとの逐条照合は完了しておら
ず、修正案と最終版との細部の差異は未確認である。
- ・最終決定の正式な議決主体名（本部決定か座長一任か）は一次文書で未確認である。
- ・「なお検討する」とされた事項（開示の粒度、原則2・3の扱い、スタートアップ配慮、海外への
浸透とインセンティブ）の最終文言は、最終版PDFでの確認を要する。
- ・届出受付の具体的な開始日は一次資料上「別途お知らせ」とされ、報道の「今秋めど」は見込み
である^{1,8}。
- ・法解釈が未確定の論点（30条の4但書の作風学習への適用、享受目的の併存判断、依拠性の推認
範囲）については断定を避け、複数の見解を併記した。
- ・経団連・新経済連盟・JASRAC・日本レコード協会・日本写真著作権協会・日本俳優連合・海外
AI企業日本法人等の、8月25日公表後の個別の公式反応は、公表直後のため確認できた範囲が
限られる。パブリックコメントおよび事前議論段階の主張により補完した。
- ・本文中で「URL未確認」と付記した資料は、内容は複数の情報源で整合的に確認できたが、一次
情報源のURLを直接検証できなかったものである。

参考文献

- [1] 内閣官房「AI時代の知的財産権検討会」開催実績
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html（2026年8月26日閲覧）
- [2] 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」本文
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf（URL未検
証。文献1のページからリンクされる）
- [3] AI時代の知的財産権検討会 第13回会合（2026年8月18日）資料1
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/shiryo1.pdf
- [4] 内閣官房「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード
（仮称）（案）に関する御意見の募集について」（2025年12月26日）

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ikenboshu_20251226.html

- [5] 内閣府知的財産戦略推進事務局「パブリックコメントで寄せられた主な意見」（令和 8 年 4 月 21 日、第 11 回会合資料 1） https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo1.pdf
- [6] 日本経済新聞「AI 学習データ開示、企業に対応促す 政府が知財保護原則を策定」（2026 年 8 月 25 日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA243N10U6A820C2000000/>
- [7] 日本経済新聞「AI の知財保護、国際統一ルール不在 日本は企業の自主対応促す原則」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA248IW0U6A820C2000000/>
- [8] 時事通信「AI 学習データ開示促す 政府、知財保護で基本指針」（2026 年 8 月 25 日、Yahoo!ニュース配信） <https://news.yahoo.co.jp/articles/4e4190e79a7f2819264856997c645e443b436e3e>
- [9] 商事法務 CODE「知的財産戦略本部、『生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード』を公表」 <https://code.shojihomu.jp/document/01a03729a43a3b2c50e2e274>
- [10] ITmedia AI+「波紋呼ぶ“生成 AI×知的財産の保護”の新ルール案へのパブコメ募集スタート」（2025 年 12 月 26 日） <https://www.itmedia.co.jp/aipplus/articles/2512/26/news116.html>
- [11] 中崎尚「突如登場した『生成 AI プリンシプル・コード（仮称）（案）』の衝撃」日経クロストrend
<https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/skillup/00009/00166/>
- [12] 橋本阿友子「機械学習パラダイス・日本における AI ソフトロー『AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』」骨董通り法律事務所コラム（2026 年 1 月 26 日） <https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
- [13] ユアサハラ法律特許事務所「AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）の検討」 <https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6108/>
- [14] 経団連タイムス「AI 知財プリンシプル・コード」No.3716（2026 年 2 月 5 日）
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0205_03.html
- [15] 一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）「『生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』に関する意見」 <https://nafca.jp/public-comment19/>
- [16] 日本新聞協会 パブリックコメント意見書（2026 年 1 月 26 日）。内容は文献⁵および複数の解説記事により確認。原文 URL 未確認。
- [17] AICU「内閣府が生成 AI の透明性と知財保護に関する『プリンシプル・コード』を公表。パブコメは 1 月 26 日まで募集中！」note <https://note.com/aicu/n/ne8bb251fbcef>
- [18] 村上知也「日本における生成 AI 知財保護政策の転換点：プリンシプル・コードの制度設計と構造的課題の分析」 <https://london3.jp/2026/08/principal-code-ai/>
- [19] innovatopia「【解説】生成 AI 知財の基本原則 | 4 月から読める案文と、残った 5 項目」
<https://innovatopia.jp/ai/ai-news/116225/>
- [20] 「生成 AI の学習データ開示ルール——罰則なしのプリンシプル・コードは何を動かすか」
<https://gotosocial.chinng-lab-srv.dev/japan-generative-ai-ip-principle-code-final-draft-2026/>
- [21] 外務省 広島 AI プロセス関連資料 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100573469.pdf>
- [22] European Commission, GPAI 行動規範（Code of Practice）署名企業の発表（2025 年 8 月 1 日）。初回署名 26 社。

- [23] euronews Meta 社の署名拒否および xAI 社の Safety & Security 章のみの署名に関する報道（2025 年）。
- [24] EU AI Act 第 101 条(1)（汎用 AI モデル提供者に対する制裁金。前会計年度の全世界年間総売上高の 3% または 1,500 万ユーロのいずれか高い額を上限）。
- [25] Crowell & Moring LLP カリフォルニア州 AB2013 に関する解説。
- [26] 中国「人工知能生成合成内容標識弁法」（国家インターネット情報弁公室・工業情報化部・公安部・国家
広播電視総局、2025 年 9 月 1 日施行）および強制国家標準 GB 45438-2025。
- [27] research.nicoz.com 「内閣府 AI 原則『プリンシプル・コード』の課題と企業への影響」
<https://research.nicoz.com/articles/cabinet-office-ai-principle-code-controversy>